

証券コード 7416
平成30年6月8日

株 主 各 位

岡山市北区表町一丁目2番3号
株式会社はるやまホールディングス
代表取締役 治 山 正 史
社長執行役員

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区表町一丁目2番3号
当社本社 4階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
（注）駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 第44期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第44期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.haruyama.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、不安定な海外政治情勢などによる先行き不透明感を残しながらも、企業収益の回復や雇用環境の改善などにより緩やかな回復基調が続いてまいりました。

衣料品小売業界におきましては、依然として消費者の節約志向が続く一方で、付加価値の高い商品の売上が堅調に推移するなど、個人消費に回復の兆しも見られました。

このような環境のもと当社グループは、「健康」をキーワードとした差別化戦略がお客様のご支持を得られたこともあり、客数が好調に推移いたしました。

商品面では、前期に続き「ストレス対策スーツ」やファイテン株式会社と共同開発した「ファイテンシリーズ」、着るだけでカロリー消費をサポートする「スラテクノシリーズ」などの機能性商品がお客様からご好評をいただきました。また、当社のワイシャツ部門における最大のヒット商品である完全ノーアイロンの「アイシャツ」の累計販売数が275万枚を突破するなど、お客様の声を反映した商品の販売も好調な結果となりました。

一方では、「地域の健康フィールド」をコンセプトに既存店舗をリニューアルするなど、お客様の健康推進に配慮した取り組みに加え、「ノー残業手当制度」を導入するなど、従業員の働き方改革に向けた試みも前向きに実施してまいりました。

店舗数に関しましては、当社グループ全体で49店舗を新規出店した一方で、契約期間満了などにより25店舗を閉店した結果、当連結会計年度末の総店舗数は530店舗となりました。

また、ビッグサイズの衣料品等を取り扱う「フォーエル事業」の市場シェア拡大と加速するEC化の流れに対応するため、株式会社マンチェス及び株式会社ミッド・インターナショナルの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高570億7千1百万円（前期比2.0%増）の増収となり、三期連続増収となりました。利益面では、主力事業は好調に推移したものの、新規連結に伴う株式取得関連費用や子会社での先行投資などにより、営業利益24億1千3百万円（前期比12.5%減）、経常利益27億4千4百万円（前期比9.4%減）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は13億2千万円（前期比3.6%増）となり、三期連続最終利益増益となりました。

衣料品販売事業の売上状況は次のとおりであります。

商 品 別	金 額	構 成 比
重 衣 料 (スーツ・礼服) (コート)	千円 26,184,853	% 45.9
中 衣 料 (ジャケット) (スラックス)	5,266,938	9.2
軽 衣 料 (ワイシャツ・ネクタイ) (カジュアル・小物・その他)	24,604,269	43.1
補修加工賃収入	1,015,688	1.8
合 計	57,071,749	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは、新規出店及び改装に係るものであり、店舗出店に係る差入保証金等を含め、総額13億1百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達として重要なものはありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第41期 平成27年3月期	第42期 平成28年3月期	第43期 平成29年3月期	第44期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売上高(千円)	50,401,080	54,380,460	55,942,946	57,071,749
経常利益(千円)	1,752,322	2,610,973	3,028,276	2,744,128
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	363,188	1,040,846	1,273,931	1,320,007
1株当たり当期純利益(円)	22.36	64.01	78.29	81.04
総資産(千円)	60,877,706	60,643,251	60,105,972	61,868,503
純資産(千円)	34,431,347	35,156,151	36,237,590	37,237,570
1株当たり純資産額(円)	2,116.88	2,160.78	2,225.29	2,284.14

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第41期 平成27年3月期	第42期 平成28年3月期	第43期 平成29年3月期	第44期 (当事業年度) 平成30年3月期
売上高又は 営業収益(千円)	47,954,203	50,894,985	37,719,057	4,340,548
経常利益(千円)	1,722,759	2,510,653	2,027,918	2,637,034
当期純利益(千円)	216,399	942,239	501,099	1,270,628
1株当たり当期純利益(円)	13.32	57.94	30.80	78.01
総資産(千円)	59,618,035	58,804,766	41,615,319	43,478,840
純資産(千円)	34,494,685	35,120,882	35,429,490	36,381,087
1株当たり純資産額(円)	2,120.78	2,158.61	2,175.65	2,231.59

(注) 当社は、平成29年1月4日をもって新設分割を行い持株会社体制へ移行しました。これにより、第43期及び第44期の財産及び損益の状況は、第42期以前と比較して大きく変動しております。また、売上高又は営業収益については、第42期以前は売上高を第43期は売上高及び営業収益の合計を第44期は営業収益を記載しております。

(3) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、雇用環境や所得環境の改善が続き、景気の緩やかな回復が期待されますものの、不安定な国際情勢や将来への先行き不安等を背景に、個人消費は依然として不透明なまま推移するものと予想されます。

こうしたなか、当社グループにおきましては、効率的な店舗の新規出店を継続しつつ、ブランド商品の強化、「健康」をキーワードにした新しい機能性商品の開発、レディス商品の品揃え充実、E C事業の強化などを通じて既存事業の競争力を強化し、売上拡大を図ってまいります。

また、引き続き当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備とリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に注力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、衣料品及びその関連洋品の販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループに係る位置づけは次のとおりであります。

① 当社

グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理及び不動産賃貸借

② 子会社

会社名	主要な事業内容
はるやま商事株式会社	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社モリワン	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社テット・オム	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社ミック	広告代理業
株式会社BASE	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社マンチェス	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社ミッド・インターナショナル	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）

(注) 平成29年11月15日に株式会社マンチェス及び株式会社ミッド・インターナショナルの全株式を取得し、両社を連結子会社といたしました。

(5) 主要な事業所及び店舗（平成30年3月31日現在）

① 当社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

② 子会社

イ. はるやま商事株式会社

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

店舗 461店舗（46都道府県）

北海道・東北エリア（30店舗）

北海道	3店舗	青森県	8店舗	岩手県	1店舗
宮城県	7店舗	秋田県	6店舗	山形県	1店舗
福島県	4店舗				

関東エリア（91店舗）

茨城県	3店舗	栃木県	3店舗	群馬県	5店舗
埼玉県	16店舗	千葉県	11店舗	東京都	36店舗
神奈川県	17店舗				

中部・北陸エリア（52店舗）

新潟県	9店舗	富山県	4店舗	福井県	5店舗
山梨県	2店舗	長野県	2店舗	岐阜県	1店舗
静岡県	15店舗	愛知県	14店舗		

近畿エリア（132店舗）

三重県	9店舗	滋賀県	12店舗	京都府	14店舗
大阪府	48店舗	兵庫県	32店舗	奈良県	9店舗
和歌山県	8店舗				

中国エリア（64店舗）

鳥取県	5店舗	島根県	7店舗	岡山県	20店舗
広島県	19店舗	山口県	13店舗		

四国エリア（31店舗）

徳島県	5店舗	香川県	9店舗	愛媛県	12店舗
高知県	5店舗				

九州エリア（61店舗）

福岡県	17店舗	佐賀県	2店舗	長崎県	6店舗
大分県	6店舗	熊本県	10店舗	宮崎県	6店舗
鹿児島県	7店舗	沖縄県	7店舗		

ロ. 株式会社モリワン

本社 石川県野々市市御経塚三丁目8番地

店舗 6店舗（2県）

富山県 3店舗 石川県 3店舗

ハ. 株式会社テット・オム

本社 東京都品川区西五反田七丁目24番5号

店舗 52店舗 (20都道府県)

北海道・東北エリア (7店舗)

北海道 3店舗 宮城県 2店舗 秋田県 1店舗

福島県 1店舗

関東エリア (17店舗)

茨城県 1店舗 栃木県 1店舗 群馬県 1店舗

埼玉県 2店舗 東京都 10店舗 神奈川県 2店舗

中部・北陸エリア (9店舗)

石川県 3店舗 静岡県 3店舗 愛知県 3店舗

近畿エリア (12店舗)

三重県 1店舗 京都府 1店舗 大阪府 9店舗

兵庫県 1店舗

中国エリア (3店舗)

広島県 3店舗

四国エリア (2店舗)

愛媛県 2店舗

九州エリア (2店舗)

福岡県 2店舗

ニ. 株式会社ミック

本社 岡山市北区表町一丁目2番3号

ホ. 株式会社BASE

本社 東京都品川区西五反田七丁目24番5号

店舗 11店舗 (8都府県)

茨城県 1店舗 埼玉県 1店舗 千葉県 1店舗

東京都 1店舗 愛知県 1店舗 京都府 1店舗

大阪府 3店舗 奈良県 2店舗

ヘ. 株式会社マンチェス

本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地

ト. 株式会社ミッド・インターナショナル

本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地

(6) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
衣 料 品 販 売 事 業	1,453 (919)	72 (27)
全 社 (共 通)	42 (2)	△15 (△1)
合 計	1,495 (921)	57 (26)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員105名を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
42	△15	40.1	12.4

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 上記従業員のほかに、嘱託社員6名を雇用しております。

(7) 親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
はるやま商事株式会社	100百万円	100.0%	衣料品販売事業
株式会社モリワン	50	100.0	衣料品販売事業
株式会社テット・オム	50	100.0	衣料品販売事業
株式会社ミック	30	100.0	広告代理業
株式会社BASE	10	80.0	衣料品販売事業
株式会社マンチェス	10	100.0	衣料品販売事業
株式会社ミッド・インターナショナル	10	100.0	衣料品販売事業

(注) 平成29年11月15日に株式会社マンチェス及び株式会社ミッド・インターナショナルの全株式を取得し、両社を連結子会社といたしました。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社四国銀行	2,760,016千円
株式会社中国銀行	1,250,000
株式会社三井住友銀行	629,984
株式会社三菱東京UFJ銀行	500,000
三井住友信託銀行株式会社	350,000
株式会社トマト銀行	220,000

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 55,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,485,078株（うち自己株式 186,754株）
- ③ 株主数 23,142名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
治 山 正 史	2,244,072 株	13.76 %
治 山 正 次	1,759,456	10.79
治 山 邦 雄	1,498,722	9.19
有限会社岩渕コーポレーション	1,324,500	8.12
株式会社四国銀行	765,840	4.69
はるやま取引先持株会	463,500	2.84
はるやま社員持株会	394,585	2.42
治 山 美 智 子	358,892	2.20
岩 渕 典 子	349,900	2.14
株式会社中国銀行	313,020	1.92

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第4回新株予約権	30個	1名
取締役（社外取締役を除く）	第5回新株予約権	20個	1名

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	治 山 正 史	社長室・コンプライアンス室担当 管理本部管掌 株式会社ミック はるやま商事株式会社 代表取締役社長 代表取締役会長
取締役 執行役員	伊 藤 卓	はるやま商事株式会社 代表取締役社長
取締 役	松 田 良 成	弁護士 日本商業開発株式会社 社外取締役 株式会社ヘリオス 取締役
常 勤 監 査 役	佐 藤 晃 司	
監 査 役	中 川 雅 文	公認会計士 株式会社サマルホールディングス 社外取締役 ダイベア株式会社 社外監査役
監 査 役	岡 田 弘	税理士

- (注) 1. 取締役松田良成氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役中川雅文氏及び岡田 弘氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役松田良成氏及び社外監査役中川雅文氏の重要な兼職については、上表の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。両氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
4. 監査役中川雅文氏は公認会計士の資格を、監査役岡田 弘氏は税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定め、当社と非業務執行取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 当事業年度中の監査役の異動
- (1) 熊谷茂實氏は、平成29年6月29日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
- (2) 平成29年6月29日開催の第43回定時株主総会において、岡田 弘氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取 締 役 （うち社外取締役）	3 (1)	51,392 (4,800)
監 査 役 （うち社外監査役）	4 (3)	12,900 (6,900)
合 計	7	64,292

- (注) 1. 平成17年6月29日開催の株主総会の決議による取締役報酬限度額（使用人分は含まず）は年額300,000千円、監査役報酬限度額は年額30,000千円であります。
 2. 監査役の支給人員には、当事業年度中に退任いたしました社外監査役1名が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	松田良成	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野からの助言・提言を行っております。
社外監査役	中川雅文	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回、監査役会12回のうち全回に出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識・経験を活かして、中立的な立場から意見を述べるなど、社外監査役としての機能を適切に発揮しております。
社外監査役	岡田 弘	平成29年6月29日の就任以降に開催された取締役会14回のうち全回、監査役会9回のうち全回に出席し、主に税理士としての専門的見地に加え、経営の健全性やコンプライアンス確保のための豊富な実績と見識に基づき意見を述べるなど、助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名 称 P w C 京都監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び監査役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス室を設置しております。コンプライアンスの推進については、「はるやまグループ行動規範」の策定をはじめ、コンプライアンス室を中心にモニタリングを実施し、リスク発生防止に努め、当社及び子会社の取締役・従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題と捉え業務に当たるよう、研修等を通じてその遵守を推進しております。

また、当社及び子会社は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした、従業者からの組織的又は個人的な法令等違反行為などに関する相談又は通報に対する適正な処理の仕組みを「内部通報規程」に定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

加えて当社及び子会社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための体制を定めており、その概要は次のとおりであります。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

反社会的勢力及び団体との関係を持つことは、法令等に違反することを「はるやまグループ行動規範」「コンプライアンス基本規程」、各種会議体及び研修等を通じて全従業者に周知徹底し、決して関係を持たないこととするとともに、有事の際は速やかにコンプライアンス室へ報告・相談を行うものとし、当該部署の責任者から担当取締役を通じて各役員へ報告するものとしております。また不当な要求がなされた場合には、顧問弁護士・警察等に相談し協力体制を整備するとともに、不当要求に対しては断固拒否し毅然とした態度で対応することとしております。また「経営危機管理マニュアル」に基づき、取締役社長を本部長とする対策本部を設置するものとしております。

反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守及びリスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・「文書管理マニュアル」その他関連する規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・稟議書及びそれら関連する資料、会計帳簿・会計伝票等の決算資料及びその他の情報等）は適切に保存及び管理を行っております。また、取締役・監査役及びそれらに指名された従業員はいつでもこれらの情報を閲覧できることとしております。

なお、子会社におきましても当社の規程等に準じて運用することとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、「リスク管理規程」「経営危機管理マニュアル」を策定しリスク管理を行っております。リスク管理の全社的推進とその管理に必要な情報の共有化を図るため、当社及び子会社の取締役・執行役員で構成するコンプライアンス・リスク委員会を設置し、リスクの識別・分類・分析・評価・対応を主とした統制活動をコンプライアンス室と連携して、当社グループ全体を対象に行うこととしております。

なお、重大な経営危機が発生した場合は、取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行うこととしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率をさらに向上させるため、取締役会のほかに執行役員会や当社及び子会社の取締役・執行役員及び担当部長が出席する幹部共有等の会議を随時開催しております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算方針を立案し、全社的な目標を設定しております。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、平成11年7月より執行役員制度を導入し、意思決定と業務執行の迅速化を進めております。現在、取締役を兼務していない執行役員は4名であります。

子会社は、取締役会等を少なくとも3ヶ月に1回開催し、取締役等の職務の執行に係る事項について、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会に報告又は承認を得ることとしております。

また、子会社の取締役・執行役員は、当社の幹部共有等の会議に出席し月次業務の報告を行うとともに、当社グループ全体の企業価値を高めるため、連携して経営課題の検討、改善提案を行っております。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス室は、当社及び子会社の事業活動に関し、法令及び定款に適合することを確保するため、業務の適正性と効率性の向上策を当社グループ全体で推進し、必要に応じてそれらのモニタリングを行うこととし、その結果については、適宜、取締役会へ報告するものとしております。

また、内部統制システム構築を充実したものにするため、取締役社長をはじめとする各取締役・従業員は、「職務分掌権限規程」「職務分掌権限一覧表」に従い業務を遂行し、業務の適正性・効率性を確保し、当社グループ全体で企業価値の向上に取り組むこととしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では現在、監査役の職務遂行を補助すべき従業員を配置していませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その人事異動及び人事考課については、担当取締役は監査役と事前に協議し、了解を得ることとしております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの独立性については、「監査役監査基準」に基づき、監査役から監査役監査の職務を補助することの要請を受けた従業員は、その要請に関する業務については、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役社長をはじめとする当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき又はこれらの者から報告を受けたときは、法令等に従い、直ちに監査役へ報告するものとしております。

なお、上記の報告を理由とする当該通報者への不利益な取り扱いは一切禁止しております。

⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、公認会計士、弁護士その他外部専門家に対する相談費用を請求した場合は、当該監査役の職務の執行

に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理することとしております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、各種会議体や委員会に適宜出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員にその説明を求めることとしております。

また、取締役社長と監査役会との間で定期的に活発な意見交換会を実施し、経営の健全化に努めております。

効率的かつ実効的な監査役監査を行うため、必要に応じて、顧問弁護士・会計監査人やコンプライアンス室と適宜、意見交換・情報交換等を行い、連携強化に努めております。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役執行役員2名と取締役を兼務していない4名の執行役員で構成する執行役員会を週1回開催し、意思決定と業務執行の迅速化という観点から、取締役会を補完してまいりました。また、当社及び子会社の担当部長以上で構成する「幹部共有」を月に1回開催し、グループ全体で決定事項の確認と社内外の情報の共有を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存、管理しており、その他内部情報の管理や情報セキュリティに関して随時委員会を開催し、その都度、協議内容と結果を取締役会へ報告しております。

②法令遵守及びリスク管理について

月に1回、コンプライアンス・リスク委員会を開催し、法令及び損失の危険に関する問題点の洗い出しを行い、適宜、対応・解決してまいりました。また、コンプライアンス室が中心となり、モニタリングを実施し、その結果について定期的にとり締役会へ報告するほか、当社及び子会社の取締役・従業員等に対して、企業法務に関する研修や情報発信を行うなど、法令遵守を推進しております。さらに、内部通報制度を通じて不正行為等の早期発見と是正を図ってまいりました。

③子会社の管理について

子会社の事業活動に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、月に1回業績の状況を、四半期に1回決算の状況を、それぞれ当社取締役会へ報告するとともに、重要案件に関しては、必要に応じて当社取締役会の承認を得ております。

④監査役の監査体制について

当社の監査役会は3名（うち2名は独立社外監査役）で構成されており、月に1回開催される定例取締役会の前に監査役会を開催し、取締役会決議事項に関する意見交換や業績等の推移に関する情報交換を行ってまいりました。

監査役は、取締役会議事録、稟議書などの重要書類について、何時でも閲覧できるほか、取締役会はもちろん、必要に応じて「幹部共有」等の重要な会議やコンプライアンス・リスク委員会、内部情報管理委員会にも出席し、適宜適切なアドバイスを行う一方で、当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役から、業務の報告、重要情報の提供を受けております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えます。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者として最適であるか否かは、最終的には当社株主の総体意思に基づき判断されるべきものであると考えます。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案の中には、株主の皆様を買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供することのないもの、その目的等からみて対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主の皆様が株式等の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような大量買付や買収提案を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、紳士服等のファッション衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念、地域に密着した「お客様第一主義」の経営理念のもと、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を速やかに顧客サービスに反映させる経営の実践にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、季節、歳時記、商品特性などに対応した売り場等の演出や、多様化するニーズに対応した商品の提供などを通じた既存店の活性化を推進するとともに、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題に果敢に挑戦し、新たな業態開発によって業容の拡大を図るなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の企業価値の最大化と健全性の確保を実現させるために企業活動を規律する仕組みであって、経営上もっとも重要な課題のひとつと位置づけております。当社は、執行役員制度を採用しており、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による取締役会の活性化を図るとともに、取締役と執行役員の役割、責任を明確化し、経営の透明性を高めるよう努めております。また、社会の構成員としての企業人に求められる価値観・倫理観を社内で共有し、企業の創造的な発展と公正な経営を実現するため、コンプライアンス・リスク委員会において、社内へのコンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案の評価等を行い、適宜取締役会へ報告しております。加えて当社は、監査役制度を採用しており、現行の3名の監査役のうち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は、経営監視機能をより適正かつ効率的に行えるよう、必要に応じて、顧問弁護士・公認会計士やコンプライアンス室との意見交換を行うほか、取締役会ではそれぞれの事案の適法性・妥当性について客観的な意見を積極的に述べるなど、経営の透明性・公正さに対する監視を行っております。

なお、当社は、一層の経営の透明化とコーポレート・ガバナンスの向上を図るべく、平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会において、社外取締役1名を選任いたしております。

このように、経営の効率化、健全化をより積極的に進める一方、経営の公正さを高め、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して努めることにより、企業価値の最大化を図ってまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして平成28年6月29日開催の第42回定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)のご承認を賜り、継続いたしております。

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、買収者に事前に情報提供を求める等、本プランの目的を実現するための必

要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等（買収者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期限は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

- ④本プランが、株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、①買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、②企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に導入しているものであること、③株主意思を重視するものであること、④独立性の高い社

外者の判断を重視するものであること、⑤合理的な客観的要件が設定されていること、⑥デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.haruyama.co.jp/>）に掲載しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開のために必要な内部留保の充実を確保しつつ、安定的な配当の維持、継続を基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき金15円50銭とさせていただきます。

なお、剰余金の配当が効力を生じる日につきましては、平成30年6月29日とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,072,454	流動負債	18,905,687
現金及び預金	7,583,227	支払手形及び買掛金	8,888,108
受取手形及び売掛金	256,458	短期借入金	2,300,000
商 品	14,105,976	1年内返済予定 長期借入金	1,232,536
貯 蔵 品	43,360	リース債務	180,031
繰延税金資産	692,684	未 払 金	2,517,999
未 収 入 金	4,662,225	未払法人税等	673,570
未収還付法人税等	1,199,076	ポイント引当金	748,783
そ の 他	1,531,947	賞与引当金	5,440
貸倒引当金	△2,503	店舗閉鎖損失引当金	107,632
固定資産	31,796,048	資産除去債務	24,998
有形固定資産	18,613,832	そ の 他	2,226,586
建物及び構築物	6,152,754	固定負債	5,725,245
車両運搬具	1,913	長期借入金	2,393,697
工具、器具及び備品	872,092	リース債務	113,695
土 地	11,351,219	退職給付に係る負債	1,463,112
リース資産	224,559	資産除去債務	1,227,750
建設仮勘定	11,293	長期預り保証金	408,978
無形固定資産	1,092,183	そ の 他	118,010
の れ ん	463,547	負債合計	24,630,932
リース資産	13,662	(純資産の部)	
そ の 他	614,973	株主資本	37,072,215
投資その他の資産	12,090,032	資 本 金	3,991,368
投資有価証券	1,009,356	資本剰余金	3,862,125
長期貸付金	356,726	利益剰余金	29,421,060
繰延税金資産	2,730,535	自己株式	△202,338
差入保証金	7,715,737	その他の包括利益累計額	155,401
そ の 他	279,322	その他有価証券評価差額金	156,397
貸倒引当金	△1,646	繰延ヘッジ損益	△996
資産合計	61,868,503	新株予約権	9,954
		純資産合計	37,237,570
		負債・純資産合計	61,868,503

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		57,071,749
売 上 原 価		24,392,180
売 上 総 利 益		32,679,568
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,266,355
営 業 利 益		2,413,213
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,996	
受 取 配 当 金	12,674	
受 取 地 代 家 賃	371,973	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	62,861	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,475	
そ の 他	78,806	535,788
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,723	
賃 貸 費 用	164,752	
そ の 他	15,397	204,873
経 常 利 益		2,744,128
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	9,206	
新 株 予 約 権 戻 入 益	371	
負 の の れ ん 発 生 益	54,789	64,367
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	108,524	
減 損 損 失	366,482	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	61,106	
そ の 他	27,107	563,221
税金等調整前当期純利益		2,245,274
法人税、住民税及び事業税	1,024,894	
法人税等調整額	△99,627	925,267
当 期 純 利 益		1,320,007
親会社株主に帰属する当期純利益		1,320,007

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,347,912	流動負債	2,330,968
現金及び預金	1,709,087	支払手形	278
貯蔵品	2,266	1年内返済予定長期借入金	979,226
前払費用	95,878	リース債務	176,192
繰延税金資産	229,707	未払金	236,516
関係会社短期貸付金	17,436,767	未払消費税等	125,170
未収入金	683,816	未払費用	49,112
その他	669,561	未払法人税等	558,100
貸倒引当金	△479,171	預り金	6,485
固定資産	23,130,928	店舗閉鎖損失引当金	80,232
有形固定資産	17,448,489	資産除去債務	24,998
建物	5,095,562	設備関係支払手形	86,367
構築物	637,276	その他	8,285
車両運搬具	0	固定負債	4,766,784
工具、器具及び備品	776,592	長期借入金	1,921,651
土地	10,703,205	リース債務	107,937
リース資産	224,559	退職給付引当金	75,102
建設仮勘定	11,293	資産除去債務	1,155,984
無形固定資産	419,359	長期預り保証金	156,503
商標権	43,537	その他	1,349,605
ソフトウェア	211,012	負債合計	7,097,752
ソフトウェア仮勘定	159,100	(純資産の部)	
リース資産	4,776	株主資本	36,214,736
施設利用権	932	資本金	3,991,368
投資その他の資産	5,263,079	資本剰余金	3,862,125
投資有価証券	609,306	資本準備金	3,862,125
関係会社株式	1,834,189	利益剰余金	28,563,580
長期前払費用	20,607	利益準備金	560,000
繰延税金資産	2,632,997	その他利益剰余金	28,003,580
差入保証金	55,377	配当平均積立金	1,420,000
その他	110,619	別途積立金	25,070,000
貸倒引当金	△19	繰越利益剰余金	1,513,580
資産合計	43,478,840	自己株式	△202,338
		評価・換算差額等	156,397
		その他有価証券評価差額金	156,397
		新株予約権	9,954
		純資産合計	36,381,087
		負債・純資産合計	43,478,840

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
営業収益	4,340,548	
経営管理料	3,788,548	
不動産賃貸収入	552,000	
営業収益合計		4,340,548
営業費用	2,527,729	
営業費用合計		2,527,729
営業利益		1,812,818
営業外収益		
受取利息	71,752	
有価証券利息	159	
受取配当金	622,297	
受取手数料	3,890	
受取地代家賃	73,283	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	62,861	
貸倒引当金戻入額	5,545	
その他	15,039	854,829
営業外費用		
支払利息	15,829	
賃貸費用	11,826	
その他	2,956	30,613
経常利益		2,637,034
特別利益		
固定資産売却益	9,206	
新株予約権戻入益	371	9,577
特別損失		
固定資産除売却損	28,732	
減損損失	362,382	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	32,706	
貸倒引当金繰入額	479,171	902,994
税引前当期純利益		1,743,618
法人税、住民税及び事業税	639,939	
法人税等調整額	△166,949	472,989
当期純利益		1,270,628

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 本 眞 吾 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はるやまホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 本 眞 吾 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室内部統制課・内部監査課等の内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

株式会社はるやまホールディングス 監査役会

常勤監査役

佐藤 晃 司 ⑩

監査役(社外監査役)

中川 雅 文 ⑩

監査役(社外監査役)

岡田 弘 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第 2 条 （条文省略） （1）衣料品及び洋品雑貨の製造、仕 入販売、卸業及び縫製加工。 （2）～（26） （条文省略）	（目的） 第 2 条 （現行どおり） （1）衣料品及び洋品雑貨の製造、仕 入販売、卸業、 <u>レンタル業</u> 及び 縫製加工。 （2）～（26） （現行どおり）

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化を図るため1名増員することとし、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はる やま まさ し 治 山 正 史 (昭和39年12月22日生)	平成6年6月 当社入社 経営企画室 平成6年11月 当社社長室室長 平成7年6月 当社取締役社長室室長 平成7年7月 当社常務取締役 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成23年7月 当社代表取締役社長執行役員 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ミック 代表取締役社長 はるやま商事株式会社 代表取締役会長	2,244,072株
2	い とう たく 伊 藤 卓 (昭和29年11月9日生)	平成52年4月 株式会社はるやまチェーン入社 平成6年4月 同社新規事業部長 平成8年4月 当社入社 地域部長 平成13年7月 当社執行役員マネージャー 平成16年4月 当社執行役員人事教育部長 平成18年4月 当社執行役員店舗運営本部長 平成20年5月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役執行役員 平成28年4月 当社取締役執行役員はるやま事業部長 平成29年1月 当社取締役執行役員(現任) [重要な兼職の状況] はるやま商事株式会社 代表取締役社長	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	まつだ よしなり 松田良成 (昭和53年10月12日生)	平成14年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田 松本法律事務所) 入所 平成21年8月 漆間綜合法律事務所(現 弁護士 法人漆間綜合法律事務所) 開業 代表社員(現任) 平成25年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 日本商業開発株式会社 社外取締役 株式会社ヘリオス 取締役	一株
4	※ すが や たか こ 菅谷貴子 (昭和47年9月20日生)	平成14年10月 弁護士登録 山田秀雄法律事務所(現 山田・ 尾崎法律事務所) 入所(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社フェイス 社外監査役 学校法人桐蔭学園桐蔭横浜 大学大学院法務研究科 准教授 トーセイ・リート投資法人 監督役員	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 菅谷貴子氏の戸籍上の氏名は、田苗貴子であります。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 松田良成氏及び菅谷貴子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 松田良成氏は、主に弁護士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野からの助言・提言をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年、社外監査役としての在任期間2年と合わせて5年となります。
6. 菅谷貴子氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、松田良成氏との間に、会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、菅谷貴子氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額となります。

8. 当社は、松田良成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、菅谷貴子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役佐藤晃司氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
さとう こうじ 佐藤 晃司 (昭和27年6月28日生)	平成51年4月 当社入社	9,400株
	平成13年6月 当社総務部長	
	平成16年4月 当社法人部長	
	平成20年4月 当社執行役員法人新規事業部長	
	平成21年4月 当社執行役員店舗開発管理部長兼法人部長	
	平成23年4月 当社執行役員営業本部担当	
	平成25年4月 当社法人部長	
	平成25年11月 当社法人部シニアアドバイザー	
	平成26年6月 当社常勤監査役(現任)	

- (注) 1. 佐藤晃司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、佐藤晃司氏との間に、会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場ご案内図

会場 岡山市北区表町一丁目2番3号

当社本社4階会議室

交通 JR岡山駅より徒歩約15分

天満屋バスステーションより徒歩約10分

(ご注意)

◎駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

